

鳥取市電子契約サービス提供業務 質問への回答 (修正赤字)

令和7年12月16日

令和7年12月17日修正

質問	回答
<p>① 鳥取市電子契約サービス提供業務仕様書 5 電子契約サービス (1) 基本要件 イについて 鳥取市様では、建設工事に関する契約を電子契約で実施する予定はございますでしょうか。</p>	<p>システム的に可能であれば、実施する予定です。</p>
<p>実施予定がある場合、仕様書に記載の「建設業法（昭和24年法律第100号）上義務付けられている建設工事請負契約に関する書面の交付を代替するものとして、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13の4第2項の技術的基準に適合するものとして回答されていること。」 という要件については、安心して建設工事に関する契約にて電子契約を行うという目的から、令和2年に改正がされている現行法の技術基準に適合するという回答をグレーゾーン解消制度で取得していることが必須という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 ただし、同基準に適合していれば、改正前にグレーゾーン解消制度により技術的基準に適合する旨の取得を受けたものでも可とします。</p>

<p>(4) 運用機能に関する要件 ウについて</p> <p>「契約締結に関する決裁の機能」とは、電子契約サービス内でのみ回覧する機能という認識で間違いないでしょうか。セキュリティの観点から契約文書に各承認者の署名情報（メールアドレス等）が残らない決裁フローのイメージです。</p>	<p>お見込みのとおりです。 ただし、承認者の署名情報が残らないことは条件としません。</p>
<p>また、各承認者は一般的な決裁フロー機能のように固定できる必要があるとの認識で相違ないでしょうか。</p>	<p><b>お見込みのとおりです。「固定」ではなく「設定」できれば可とします。</b></p>
<p>② 入札説明書 5 入札方法等（1）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低制限価格の設定はありますでしょうか。</li> </ul>	<p>ありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札書に記載の内訳項目毎に0円の記載は問題ないでしょうか。</li> </ul>	<p>問題ありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札書に記載すべき日付の指定はございますでしょうか。</li> </ul>	<p>入札日（令和8年1月13日）を記載してください。</p>